

江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領

平成 29 年 3 月 22 日

最終改正 令和 6 年 7 月 29 日

江別市空家等対策協議会

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく、江別市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、江別市空家等対策協議会条例（平成 28 年条例第 42 号）第 9 条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 市長の出席

市長の出席については、その職務を代理する者として副市長の出席をもって代えることができる。

2. 会議公開の方針

協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

- (1) 法第 13 条の規定に基づく管理不全空家等への措置を議題とするとき。
- (2) 法第 22 条の規定に基づく特定空家等への措置を議題とするとき。
- (3) 江別市情報公開条例（平成 14 年条例第 7 号）第 7 条各号に規定する非公開情報に該当する事項を議題とするとき。
- (4) 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるとき。

3. 会議の傍聴

① 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、議事内容及び会場の規模を勘案して決定する。ただし、議長が必要と認めるときは、傍聴者の定員を変更することができる。

② 傍聴をする上での手続

傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までとし、傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定する。

傍聴希望者は、傍聴受付簿（第 1 号様式）に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場し、及び着席しなければならない。

③ 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 示威のため、旗、プラカード、拡声装置等を所持している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

④ 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (4) 私語、談論等をしないこと。
- (5) 写真、動画等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

⑤ 議長等の指示

議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な議事の確保のため、傍聴者に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

⑥ 傍聴者の退場

傍聴者は、次に掲げる場合には、⑤の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

- (1) 議長が会議の一部又は全部を非公開とする宣言をしたとき。
- (2) 議長が②から⑤までの規定に違反していると認めたとき。

年度 第 回 江別市空家等対策協議会 傍聴受付簿

受付番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		